

=====

コンテンツ (No.4)

今回は、著作権改正の動向のその後、中国の著名商標制度、最新の判決等について紹介いたします。今回の添付ファイルの写真は、国家版權局局舎です。

1. 中国著作権法の改正動向 (その2)
2. BGMに対する著作権使用料徴収
3. 著名商標制度について
4. ドメインネームについて
5. 中国の情報源
6. 1998年専利出願統計速報

=====

1. 著作権法の改正動向 (その2)

1998年12月24日の「法制日報」によれば、著作権法の修正草案は12月23日に第九回全国人民代表大会常務委員会第六回会議に國務院から提出され、国家新聞出版署署長(兼版權局局長)于友先が会議で著作権法改正の必要性について説明を行った模様。

説明の中で于署長は、改正草案は財産権の部分を大きく整備し、これまで使用権と報酬取得権だけが財産権として規定されていた著作権法を、改正草案では、複製権、頒布権、貸与権、展示権、実演権、放送権、映像撮影制作権、翻案権、翻訳権、編集権という10項目の権利に拡大し、それぞれの権利について定義規定をおいたと述べた。

また、改正草案では、データベース、版面の設計(中文:版式设计)装禱の設計も著作権保護の対象として取り入れたほか、他人の著作物を使用して教科書の編集や出版をする場合の法定使用許諾、著作権の譲渡、社会団体を通しての著作権行使や訴訟前の差止請求、損害賠償の法定金額及び加害者の立証責任をも定めているとのこと。

さらに、改正草案は、社会公共利益を侵害する行為に対する行政懲罰を強化した模様。

なお、1998年12月27日の「光明日報」によれば、この改正草案を審議中の全人代常務委員は、現行著作権法第43条の改正を要求しているとのこと。現行著作権法第43条は「放送局又はテレビ局が既に出版された録音製品を非営業目的で放送する場合には、著作権者、実演者及び録音制作者の許諾を得ないで、これらの者に対する報酬を支払わないことができる」と規定しているため、放送局・テレビ局は中国の音楽作品を放送する場合に使用料を支払っていないが、ただ、これらの放送局も外国の音楽製品を放送する際には著作権者等に対して使用料を支払っている。会議ではこのような運用は不合理・不公平であり、放送局、テレビ局はコマーシャル料収入があるのであるから、非営利団体と見なすのは適当でなく、著作権者に対して使用料を支払うべきという意見が出た模様。このような情況から、著作権法第43条も料金を支払う方向で改正される可能性があるとのこと。

さらに、1998年12月29日の「計算機世界」によれば、現行著作権法の「編集」の定義が「特定の要求にしたがって、若干の著作物あるいは著作物の一部を編集して一つの著作物にまとめること」となっていることから、著作物を構成しない材料の編集物、例えばデータベースのようなものは、「編集著作物」として保護されていなかったが、今回の改正草案では、著作物を

構成しない材料の内容の選択や編集であっても、そこに創作性があれば編集著作物として認めることとしており、通常のデータベースも保護対象としてカバーされる見込みとのこと。

## 2. BGMに対する著作権使用料徴収

中国では、著作権法第10条の規定により、BGMについても著作権使用料が徴収できることとなっているが、実際の徴収は最近始まったばかりである。

1998年12月3日の「中国音楽生活報」によれば、中国音楽著作権協会は、カラオケ、バー、レストランで曲を実演し又はこれらの場所で音楽を流した行為に対して、著作権使用料の徴収を開始し、現在、外国資本のレストラン（例えば、マクドナルド、KFC等）及び北京、上海の三つ星レベル以上のホテルと交渉しているとのこと。成都の物語村歌城などは、既に中国音楽著作権協会と使用許諾契約を交わし、音楽著作物の使用料を支払っているとのこと。

また、1999年1月11日の「北京青年報」によれば、今月から北京にオープンしたスウェーデンの家具店IKEAは、店内のBGMに対する著作権使用料を支払うことになったが、これは中国でやっと3番目の契約であるとのこと。

## 3. 著名商標制度について

### (1) 現状

中国では1996年の8月14日に局長令として公布された「著名商標の認定及び管理に関する暫定規定」（中国名：馳名商標認定和管理暫行規定。以下「暫定規定」という。）に基づき、42の著名商標が認定されている。しかし、これら42の著名商標はいずれも中国企業の商標であり、外国企業の商標はまだ認定されていない。

この暫定規定によれば、著名商標の認定を受けたい商標登録人は、著名性を認定するために必要な販売量、販売地域、過去3年間の生産量等の経済指標を添えて国家工商行政管理局商標局に申請することとなっている（暫定規定第4条、第5条）。

### (2) 著名商標登録の効果

この暫定規定第8条第1項によれば、「他人の著名商標と同一または類似の商標を非類似商品に登録出願し、かつ著名商標登録人の権益を損なう恐れがあり、これにより「商標法」第8条第9項に記載される悪影響がある場合には、国家工商行政管理局商標局はその出願を拒絶する。出願人に不服がある場合、国家工商行政管理局の商標審査委員会に再審を請求することができる。」とされており、著名商標として認定されれば、日本における防護商標登録を受けたのと同様に、非類似の商品区分についても他人の登録を排除できる。

また、同条第2項によれば、「（他人の商標が）すでに登録されている場合、登録の日から5年以内に著名商標登録人は商標審査委員会に取消を請求することができるが、悪意をもって登録した場合は、期間の制限を受けない。」となっており、遡及的に他人の商標を取り消すこともできる。

さらに、第10条には「著名商標の認定の日以降、他人がその著名商標と同一または類似の文字を企業名商の一部として使用し、大衆の誤認を引き起こすおそれがある場合、工商行政管理局機関は登記を認めない。既に登記されている場合、著名商標登録人は、これを知った又は知り得た日から2年以内に工商行政管理局機関に取り消しを請求することができる。」と規定されている。

したがって、著名商標として認定された場合、中国内の販売代理店等が日本の企業の名称を取り込んで企業名称を登記しているときには、このような企業登記を取り消すことができる。

### (3) 未登録への対応

このように、認定されれば効用の大きい著名商標制度であるが、日本はじめ諸外国の有名企業も申請はしているものの、外国企業は未だ一つも認定されていない。商標局に問い合わせたところ、審査中との回答であり、いつ頃判断が出るのかは全く不明である。しかし、担当者の談に寄れば、いろいろな理由により認定が進んでいないが、申請中の著名商標について、第三者が企業名称として登記しているとかその他不正使用の状況等があれば、商標局に相談に来て欲しいとのことであった。

また、別の工商局関係者によれば、著名商標として認定されていなくとも、申請しておけば、商標権侵害が起きて工商局に取り締まりを申請する際にも有効であるとのことである。

したがって、申請が認可されるか否かは別として、積極的に申請しておくことは無駄ではなさそうである。

### (4) 地方著名商標

一方、中国の各直轄市や省では、地方政府として著名商標(中国名:著名商標)を認定しているところがある。このような地方政府の制度は、地元産品の保護及び商標意識高揚のために設けられており、先に述べた国家工商行政管理总局商標局が「暫定規定」に基づいて認定したものは別物である。したがって、地方政府から認定された著名商標は、原則的に、その地域内で保護を受けることとなる。

ただ、このように地域限定的な保護であっても、侵害品の対処を地元の工商局に依頼する際には、当局を動かすための有力材料となり、また、仮に他の地域で侵害が発生したとしても、著名商標として認定してくれた地元の工商局に依頼することにより、侵害発生地の工商局と連絡を取り、取り締まりが行われるとのことである。

したがって、このような地方の著名商標も取得しておけば、自社のブランド保護の点では有益である。

### (5) 著名商標制度の今後

中国の現行商標法は、2000年に改正が予定されており、著名商標制度もこの改正に盛り込まれるようである。現行の「暫定規定」は局長令であるため、裁判所を拘束しないものであるが、改正後は著名商標が法定された制度となるとのことのようである。

ただ、どのような制度内容となるかについては、様々な議論があり、現在のように商標登録権者が自ら申請する方式を改め、裁判所あるいは商標局が、実務の判断の中で個別に著名商標と認定してゆくような方式も検討されているようである。

## 4. ドメインネームについて

中国でも商標権者と関係のない第三者によって著名な商標がインターネットドメインネームとして登録されるようなケースが多発している。中国のドメインネームは「中国国際互連ネットワーク信息中心」(CNNIC)が管理しており、仮に、著名商標が「cn」トップドメインネームの下で悪

意登録された場合、各地方の法院（裁判所）で処理することとなっている。

このような情況に鑑み、国家工商行政管理局商標局は「著名商標をドメイン・ネームとして登録することに関する通知」(关于将驰名商标作为域名注册的通知)を公布し、企業にドメインネームの登録の重要性を宣伝するとともに、有名な商標を有している企業に「.com.cn」でのドメインネームを登録するよう指導している。さらに、42の著名商標については、真の商標権者から申請があるまでドメインネームを保留しておくようCNNICに指示した模様である。また、商標局は各地方の工商行政管理局を通じて、各地方の著名商標についても至急ドメインネーム取得の手続きをするように促している。

このような通知を受けて、江蘇省工商行政管理局は「著名商標や周知商標をドメイン・ネームとして登録する諸事項に関する通知」(关于将驰名商标及公众熟知的商标作为域名注册有关事宜的通知)を公布し、所轄地域の企業に対して、商標をドメインネームとして登録するよう呼びかけている。(「法制日報」1998年8月29日)

なお、中国ではインターネットユーザの数は1998年度内に前年比3倍の増加が予想されており、全国のユーザ数は1997年末で62万であったものが1998年末時には推定200万といわれている。「中国の大学生のあいさつ言葉が、昔は『ご飯食べた?』であったのが今では『ネット接続した?』に変わったという話もあり、中国のインターネットは都市部では猛烈な勢いで進展しているようである。

## 5 . 中国の情報源

中国の知財情報は、インターネットで取得できるものも多く、以下のサイトには関連情報が掲載されている。

- (1) 国家知識産権局・専利局 <http://www.cpo.cn.net/>
- (2) 国家工商行政管理局・商標局 <http://www.saic.gov.cn/>
- (3) 香港知識産権署 <http://www.houston.com.hk/hkgipd/>
- (4) 上海専利商標事務所 <http://www.sptl.com.cn/>
- (5) 永新専利商標代理有限公司 <http://www.chinantd.com>
- (6) 北京三友専利代理有限責任公司 <http://www.san-you.com>
- (7) 中国商標専利事務所 <http://www.cntrademark.com>
- (8) 現代中国法ネットワーク  
<http://web.kyoto-int.or.jp/people/chinalaw/>
- (9) 中国の知的所有権事情  
<http://www2s.biglobe.ne.jp/~imamichi/index.htm>
- (10) 中国法関連リンク集 <http://www.kclc.or.jp/china/chlinfo.htm>

上記のうち(1)～(3)はそれぞれの官庁のHPであり、行政組織、法制や最近の動向についての情報が掲載されている。また、(4)～(7)までは渉外事務所のHPであり、業務の紹介の他(4)、(5)ではそれぞれの事務所のNewsletterバック分が読めるようになっている。以上(1)～(7)のHPは中文版と英語版が用意されている。

(8)及び(9)は日本語のHPであり、(8)は中国の法制全般についての入門的な内容が掲載されて

いる。(9)には中国知的財産権の情報が掲載されているほか、専利法、商標法、審決などが日本語で掲載されている。

(10)は中国法関係のデータベース集であり、北京大学の提供している「中国知的財産権法データベース」(中国語でのみ検索可)などへのリンクが張られている。

#### 6. 1998年専利出願統計速報

1998年に諸外国から中国に出願された専利(特許、実用、意匠)出願の統計(速報版)が以下の通り明らかとなった。

出願件数第1位は昨年に引き続き日本で、872件増(前年比110.4%)。上位10カ国の顔ぶれは変わらず、昨年6位だったスイスと昨年7位だったイギリスの順位が入れ替わったのみである。

|     |        |                |
|-----|--------|----------------|
| 1位  | 日本     | 9,267件(8,395件) |
| 2位  | アメリカ   | 6,319件(5,919件) |
| 3位  | ドイツ    | 2,458件(2,228件) |
| 4位  | 韓国     | 1,794件(2,083件) |
| 5位  | フランス   | 972件(1,016件)   |
| 6位  | イギリス   | 774件(702件)     |
| 7位  | スイス    | 731件(767件)     |
| 8位  | オランダ   | 659件(670件)     |
| 9位  | スウェーデン | 484件(413件)     |
| 10位 | イタリア   | 371件(385件)     |

( )内は1997年の出願件数。

China IP News Letter =====

日中経済協会 北京事務所 知財ニュース 1999/1/15号 (N0.4)

=====

発行人 関 和郎 (Kazuo SEKI)

このニュースは、中国の知的財産権の状況をお伝えするため、幅広く関係者の皆様にお配りしています。

ご意見・ご質問・ご感想、配布の停止、追加等は

(財)日中経済協会北京事務所知的財産権室

北京市建国門外大街甲26号長富宮弁公楼401 郵編100022

TEL.+86-10-6528-2781, FAX+86-10-6528-2782

E-mail:関 和郎,[seki@public.east.cn.net](mailto:seki@public.east.cn.net)

韓 艶梅,[pkip@public.east.cn.net](mailto:pkip@public.east.cn.net) までご連絡ください。

Copyright 1999 Kazuo Seki, all rights reserved

=====